

第13回 北九州市迷惑行為防止推進協議会 議事要旨

1 日 時 平成24年7月19日(木) 10:00~12:00

2 場 所 北九州市役所本庁舎15階 特別会議室B

3 議 事

- (1) 会長及び副会長の選出
- (2) 平成23年度事業報告
- (3) 平成24年度事業計画及び予算

4 出席者 太田委員、大坪委員、加藤委員、甲斐委員、後藤委員、加藤委員、永田委員、福丸委員、樋口委員、前田委員 計10名(全員出席)

5 議 事

- (1) 「北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例」第16条の規定により、委員が互選を行い、会長に大坪委員、副会長に豊川委員が選出された。
- (2) 平成23年度実施事業について事務局から報告を行い、その後意見交換を行った。
意見交換後、23年度に制作したモラル・マナーアップ啓発DVD「つくりたい街 なりたい大人」を鑑賞した。
- (3) 平成24年度事業計画及び予算について事務局から説明を行い、その後、意見交換を行った。

主な意見は以下のとおり。

「モラル・マナーアップ啓発DVD」の利用促進について

各市民センターに啓発DVDがあることを知っている人が少ない。各市民センターのクラブ活動で、鑑賞してもらうように呼びかけたらよいと思う。

八幡西区の婦人会総会で鑑賞した。DVDに出演している子どもリポーター達に恥じないような振り舞いをしないかならなければならないと思った。

学童保育クラブにも、DVDを見てもらえるように働きかけたらどうか。小学6年生以下の子どもも観ることができる。

企業人の勉強会等で朝の30分にDVDを上映してもらうなど、企業との連携を図ったらよいと考える。

(事務局) DVDの利用促進には取り組んでいく。企業との連携も推進したいと考えおり、出前講演なども行うので、そのような機会があればお声がけいただきたい。

DVDを毎年つくるのは大変だろうが、モラル・マナーアップ子どもリポーター制度は何年か継続してみても、年に一度、新聞を発行してもらい、学校に配ってもらったらよいと思う。

啓発物について

のぼりは市のいろいろな事業で製作されているため目立たない。24年度事業で小学生児童がつくる「標語」についても、立て看板にして掲示した方が効果的だと考える。

啓発物品は、受け取ってもらうことが重要であるため、例えば、夏はうちわ、冬はカイロなどといったものを考えた方がよい。

外国人向けの啓発物も考えてみてはどうか。空港などで効率的に配布できれば、啓発効果が高まると思う。

地域における活動について

迷惑行為防止活動推進地区等で活動を行う際には、「ここは推進地区です」、「違反者は注意を受けます」といったアナウンスを適宜行った方が、地域の方と打ち解けるのではないかと。歩いている人と挨拶を交し合えるような状況になればよいと思う。

推進地区では、迷惑行為防止活動推進員が、違反者へ「ご協力をお願いします」と書かれたイエローカードを渡すと啓発につながるのではないかと。

本年10月の大型イベントの対応について

本年10月に市内で予定されている商工会議所女性部会や青年会議所全国大会やB1グランプリに対応した広報、啓発などは考えているのか。

(事務局)それぞれの事務局とは協議を行っている。案内掲示の工夫をしなくてはならないと思っている。委員の皆様にも各イベントに関連があればご協力をいただきたい。清掃活動や落書き消去等は、10月の大型イベント前に行った方が効果的だと思う。地域活動支援事業の中で、この時期に行えるものがあれば、取り組んでいただきたいと思う。

その他

23年度に行ったJR折尾駅周辺の落書き消去事業には、婦人会だけでなく、若い人にも関心をもってもらうため、九州女子大学生にも声をかけて取り組んだ。自分達がきれいにしたという実感があり、携わった人たちから口コミで広がっている。

知らずに迷惑行為を行っている人に対しては、声をかけて伝えないと、なかなか伝わ

りにくい。勇気をもって声をかけたら、その人はそれで納得したようであった。

車を発進させる際にたばこのポイ捨てが行われる場面を頻繁に目撃しているが、何とかならないかと思う。

14項目の迷惑行為のうち、過料の対象となっている4項目以外の取り組みの進め方についても示してほしい。また、これらの迷惑行為に対する監視や通報の仕組みについても教えてほしい。

(事務局) 取り組みはそれぞれの部署で行っている。次回の協議会でお示しする。

モラル・マナーアップの広報、啓発はとても伝わっていると思う。意識の高い方が増えてきて、表通りにはごみがなくなり、きれいな街になっていると思う。その反面、啓発や教育が行き届いていないところとの二極化が進んでおり、そのようなところでは犯罪などの問題が発生しているということである。

このような人達への取り組みができれば、モラル・マナーアップの底上げができると思う。

会長まとめ

市民センターで配付した啓発DVDの利用促進は、市民センターの中で行われているクラブ活動等をひとつの場として利用できないか、という提案をいただいた。

モラル・マナーアップの広報・啓発については、のぼり旗以外にも、看板のようなものの方が伝わりやすいのではないか、という提案をいただいた。

啓発物については、ティッシュだけでなく、うちわやカイロといった季節に応じたものの検討も必要ではないか、という提案をいただいたので、すぐに検討に入りたい。

外国人に対する広報についても、外国人向けの啓発物をつくることで突破口になる可能性がある、という提案をいただいた。

「迷惑行為防止基本計画」には、大変多くの市の部局が関連する事業が網羅的織り込まれており、この全体的な把握とモラル・マナーアップの方向性も協議会の大切なミッションなので、次回の協議会では、これらを把握できるような資料も提示しながら、ご審議いただきたいと考えている。

本年10月の大型イベントの対応については、各事業の実施時期を含めての対応について事務局と相談しながら、実施可能なところから取り組んでいただきたい。

6 問い合わせ先

市民文化スポーツ局安全・安心課 (モラルマナー担当)

電話番号 093 - 582 - 2866